

宇治田原町立宇治田原小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、宇治田原町・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号、以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進してきた。そして平成 29 年 3 月 14 日に国の「いじめの防止のための基本的な方針」の改定とそれにならう「京都府いじめ防止基本方針」の改定を受け、ここに改めて、宇治田原町立宇治田原小学校いじめ防止基本方針を策定する。

第 1 いじめの防止等に対する基本的な方向

1 いじめの定義

法第 2 条では、いじめの定義が次のように規定されている。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つものとする。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないう所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

○ いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

法第3条では、基本理念が次の通り規定されている。

- | | |
|---|--|
| 1 | いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。 |
| 2 | いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。 |
| 3 | いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。 |

この基本理念の下、いじめの防止等に係る対策を関係者と連携して取り組んでいくこととする。

3 いじめ防止等のための基本的な考え方

いじめの防止

- ① いじめの未然防止のため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させるように努める。
- ② 児童の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重するなど豊かな感性を育むことに努める。
- ③ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携を図り、いじめについての理解やいじめ問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域社会、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

第2 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員やスクールカウンセラー等の専門家を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部員、教育相談部長、養護教諭
- 3 「いじめ防止対策委員会」は毎月1回開催する。なお、緊急に必要があるときはその都度開催する。
- 4 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 本基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあたるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第3 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの児童にも起こりうるものであるとともに、どの児童も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等と一体となって継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 主体的・対話的で深い学びの推進
 - ・言語活動の充実
 - ・研究授業の活用（5月、6月、10月、11月、1月、2月）
 - ・学習規律・生活規律の徹底
 - ・教室環境の整備
- (2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進
 - ・特別活動等における体験活動を人間関係づくり
 - ・ピア・サポートの推進（異年齢活動、保幼小中連携）
- (3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
 - ・道徳教育・人権教育の推進
 - ・読書活動の推進
 - ・規範意識、コミュニケーション能力の向上
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
 - ・人権週間の取組（5月、12月）
 - ・人権アンケート（12月）
 - ・各学期に1回以上の人権学習
- (5) いじめの防止等について、児童の主体的な活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
 - ・校内研修の実施（年1回）

第4 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 情報の集約と共有
 - ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
 - ・「いじめ防止対策委員会」で共有された情報については、全教職員で共有する。
 - ・緊急の場合は、緊急職員会議等で情報を共有する。
- (2) 学期毎に全児童を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査（追跡調査）を実施
 - ・質問紙調査：6月、11月、2月
 - ・聞き取り調査：6・7月、11・12月、2・3月
- (3) いじめの根絶に向けた児童の理解
 - ・毎月1回、低・中・高学年別のグループ会議を設定する。
 - ・学期毎に配慮を要する児童について全教職員が共有する場を設定する。
- (3) 相談体制の整備と周知
 - ・教育相談を実施する。（5月、6月、10月、11月、2月など）
 - ・スクールカウンセラーと情報を共有する。
 - ・校内相談窓口を設置し、児童及び保護者に周知する。

第5 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、関係児童の安全を確保するとともに、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、宇治田原町教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの加害者への指導、被害者に対する対応だけでなく、いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、例えばいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させるなど、いじめを許さない集団づくりを進める。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止対策委員会」により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

5 いじめ解消後の継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き友人関係を注視し、当該事象の完全解消に至るまで、継続的に指導を行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめのない学校づくりの取組を計画的に進める。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

第6 重大事態への対処

法 28 条第一項に規定する次のことを重大事態とする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに宇治田原町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び京都府におけるいじめ防止等のための基本的な方針、さらには、宇治田原町におけるいじめ防止基本方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を宇治田原町教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第7 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - (1) 宇治田原小学校PTAを始め地域住民との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
必要に応じ研修会等を実施する。
 - (2) 本基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
 - (1) 警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。
 - (2) ふれあい・すこやかテレフォン（京都府総合教育センター）や子どもの人権 110 番（法務局）等、電話窓口の広報を行う。